

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

困窮する非行少年とその支援に関する研究

(H22-政策-一般-007)

平成 23 年度 総括研究報告書

平成 22～23 年度 総合研究報告書

研究代表者 鮎川 潤

平成 24（2012）年 5 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

困窮する非行少年とその支援に関する研究

（H22-政策-一般-007）

平成 22～23 年度 総合研究報告書

研究代表者 鮎川 潤

平成 24（2012）年 5 月

目 次

I. 本研究の概要

1. 本研究の趣旨
2. 本研究における調査
3. 更生保護施設における人間関係について
4. 労働について
5. 家族について
6. 住居について
7. 本研究からの施設や家族法等に関する示唆について

II. 総合研究報告

A. 更生保護施設生活少年を中心として

1. 初年度の調査の概要
2. 初年度の調査の経緯
3. 就労
4. 家族、保護者等
5. 住居、その他の自立のための要素
6. その他の関係施設
7. 更生保護施設の相互作用

B. 更生保護施設を経た社会復帰

1. 第2年度の調査の趣旨
2. 第2年度の調査の結果
3. 社会的適応に成功した要因
4. 第2年度の調査結果の政策へのインプリケーション
ア)、イ)、ウ)、エ)

III. おわりに

<注>

<参考文献>

IV. 成果一覧

厚生労働科学研究費補助金
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

総合研究報告書

困窮する非行少年とその支援に関する研究

研究代表者 鮎川 潤 関西学院大学法学部教授

I. 本研究の概要

1. 本研究の趣旨

厚生労働省と法務省との連携による矯正施設出所者の社会復帰のための支援が平成 21 年から開始された。しかし、成人の分野での取り組みが進展しつつあるのとは対照的に、少年分野では取り組みが進んではおらず、今後効果的に促進されることが求められる。このため本研究は、更生保護施設で生活することを選択せざるをえなかった少年がどのような実情にあり、どのようなニーズが存在し、厚生労働の観点からどのような支援を行なうことが求められており、また可能であるのかについて検討を試みたものである。

本研究では、更生保護施設で現在生活している少年たちの状況と意識に関する聞き取り調査を行なうとともに、更生保護施設をすでに巣立った後に社会への適応に成功した元少年への聞き取り調査を行なうことによって、更生保護施設における望まれる援助のありかたや、とりわ

け適切な就労機会の提供という労働の観点と、保護者と少年との関係や少年が新たに築く家族関係に関する福祉の観点から、厚生労働施策への提言を模索することに努めた。

2. 本研究における調査

上述のように、更生保護施設で生活中の男子、女子の少年院を仮退院したり家庭裁判所で試験観察の決定が下されたりした少年たちへの聞き取り調査を初年度に行い、次に更生保護施設で生活した後に社会へ旅立ち、その後再犯することなく社会的適応に成功した元少年からの聞き取り調査を第2年度に行なった。

さらにスウェーデン、ドイツとイギリスにおける類似の、または関連した施設を調査したり、情報を収集したりして、少年院等を出た後に生活の困窮の可能性が高い少年の自立のために必要な社会的サポートの方策について示唆を得た。

その結果、以下の諸点が判明した。

3. 更生保護施設における人間関係について

更生保護施設での生活に関して少年たちには大きな不満はないが、不満は規則違反が起きた場合の対応や携帯電話の扱いをめぐって持たれる傾向がある。少年たちの立ち直りは、少年の志向に合致した継続的で安定した就労先の有無とともに、意識面において職員との信頼関係や個人的な励ましが非常に重要なファクターとなっている。

4. 労働について

家族からの支援がなかったり、非常に乏しかったり、期待できなかったりするため困窮に陥ることが十分に予想される非行少年にとって、将来長期的に見て子育ても可能で安定的な生活が確保できる職業に就くことは非常に重要である。

経済不況下において施設で生活し始めてから就職先が見つかるまで期間を要するようになっている。

更生保護施設では、男子少年では、とりあえずは協力雇用主との協力の下で提供できる工事現場や工場で労働することが多い。工事現場や工場働くことによって、アパートやマンションを借りて生活を自立させるための費用を貯めるように指導することが行なわれており、就労することによって一日の生活のリズムが確立されたり、勤労意欲が涵養されたり、忍耐力が育ったりすることは見逃し得ない効果ということができる。仕事場で親方から信頼されて仕事を任されることによって自信と生きがいを持つにいたる少年たちもいる。

ただ、当初やしばらくはそのような工事現場や工場への就労をにしても、次のステップとして結婚し家庭を持ち子どもを養育するためには、どのようにしてより安定的な職業機会に恵まれることが可能かということが課題となつてこよう。

女子の場合は、コンビニエンスストアのレジ、レストランのウェイトレス、社会福祉施設の仕事、工場での作業などに従事することになる。将来について尋ねると、職業を経験した上で主婦になるという意見や、結婚した後に自営的に仕事をするのが語られたり、福祉関係の仕事に就くことを望んでいることなどが語られたりもした。

ただし、女子の場合は、あえていえば容易に多額の金銭を入手する方法を実際に経験してきた者もあり、更生保護施設に居住する期間においてはそのようなことはないが、施設を出た後、仕事が見つからなかったり、自分が希望する職種ではなかったり、労働条件が過酷であったりするような場合は、一部の女子少年にとってはやはり効率的に金を稼ぐ方法としてそうした仕事を頭の隅から拭い去ることは必ずしも容易ではないようにも思われる。女子少年たちの長期的な人生という観点から将来を展望した職業選択が可能になる条件が整備されることが今後の重要な課題であると思われる。

なお、少年たちに対して矯正施設等で行なわれている職業訓練は、ドイツに見られるようにより地域社会や一般の人々に開放されるかたちで、省庁の枠を超えて行なわれるのが望ましいと考えられる。

5. 家族について

今後の家族について、すなわち結婚したりパートナーを得たりして自ら形成する家族について更生保護施設生活者に聞いたところでは、まだイメージがつかめないことも多く、とりわけ男子少年にこの傾向は高かった。(なお、生まれた家庭や親子関係については恵まれない少年がほとんどであった。) 他方、施設を巣立って社会的に成功している少年にとっては、自分を産んだ母親や家族との関係が修復されたり、新しくパートナーを得たり、得られたパートナーとの間に形成された家族に子どもが生まれて父親の役割を担うことが、自立した経済生活を維持し、再非行や再犯から遠ざかり、適合した社会生活を送るのに大きな影響を与えていることが明らかになった。

6. 住居について

親や家族がいて自宅へ帰住するという数少ないケースを別として、アパートやマンションを借りる場合の保証人が得られがたいということから、住み込み、寮が備わっている就職先を希望する者が多い。

自宅へ戻るような場合は、一緒に非行を行なった悪友からどのように距離を取るのか、非行グループに戻らないようにするにはどうしたらいいのかといったことが重要な課題になる。また親や家族がいても、搾取または虐待の対象となりかねないケースでは——しかも少年本人が奪い取られるというようなことを予想しておらず、たとえかすめ取られたとしても、はたしてそのことに気がつくかどうか心もとないケースもあり——家族や親戚縁者の下に戻すのが適切ではなく注意を要する。

7. 本研究からの施設や家族法等に関する示唆について

少年院を複数回経験したのち更生保護施設から自立して立ち直って行く少年たちがいるが、その契機は、職員から彼らへの信頼及び安定就労が重要な要因となっている。(聞き取り調査における元少年の回想的

発言として、職員から言われた「お前は変われる」という言葉や、「(職員が) 見捨てなかった」といった発話がなされていることにも、このことが表れている。

今回調査を進める中で、「困窮」しているのは非行少年ばかりか、むしろ更生保護施設の職員ではないかとさえも思われることが判明した観があり、少年たちから心配の声が上がるほどに過重となっている職員の負担を軽減して信頼関係を促進するためには、給与をはじめとして労働条件が改善される必要があると考えられる。

親子関係については、脆弱で不安定な単親との関係を改善するために、後の述べるように、他の先進諸国と異なりわが国で採用されている離婚時の単独親権制度の見直しを図ることも一方策ではないかと思われる。

なお、少年院、更生保護施設以前に少年の多くが経験してくる養護施設、児童自立支援施設において非行や犯罪が発生しており、それらの施設において適切に対処できる態勢の整備と人材の育成が求められているように考えられる。

以上が本研究の概要であるが、以下で、繰返しを含むことになるがより詳細に述べていくこととしたい。

II. 総合研究報告

A. 更生保護施設生活少年を中心として

1. 初年度の調査の概要

第一部の冒頭で述べたように、社会的に恵まれておらず、困窮に陥らざるをえないと考えられる少年に、司法の枠を超え、厚生労働の分野と連携したどのような援助が可能かということが本研究のテーマである。初年度の調査は、平成 22 年 9 月から平成 23 年 3 月にかけて、更生保護施設で生活している男子と女子の少年への聞き取り調査を行なうとともに、ほぼそれと同時期に、更生保護施設で生活している少年たちの保

護者への聞き取り調査を行なった。

2. 初年度の調査の経緯

初年度は、英国における更生保護施設と類似の機能を果たしている施設の調査も行ったが、国内での聞き取り調査についてより詳しく述べれば、この非行少年への聞き取り調査は、関東地方、中部地方、九州地方の更生保護施設の協力を得て、これらの地域の更生保護施設に在住の男子と女子の非行少年、それぞれ約 10 名ずつに行なうことができた。また、保護者への聞き取り調査についても、4 少年の保護者へのインタビューを行った。後者の保護者への聞き取り調査は少年自身への聞き取り調査をはるかにしのぐ困難な状況に直面したが、これらの容易ではないアレンジをしてご厚誼を賜った更生保護施設の施設長や関係者のかたがた、ご協力いただいた諸施設、ご理解賜った保護観察所の責任者のかたに厚くお礼申し上げたい。なお、少年への聞き取りは、女子少年がおおむね 1 時間、男子少年がおおむね 30 分、それぞれ更生保護施設の集会室、会議室または面会室を使用して、筆者と 1 対 1 で扉を閉めて行なわれた。施設の職員が立ち会うことはなかった。このように、施設に不利なことであれ、その悪口であれ、完全に何を話してもよい環境を提供してくれた施設の長の英断に重ねて感謝を申し上げたい。さらに、筆者の申出に同意してインタビューに応じてくださった少年や保護者のかたたちにもお礼申し上げる。

質問の主要なポイントは 2 つのことであった。一つは、改善されることを望む制度や対応について、もう一つはそのような制度があると社会に再適応し社会復帰が容易になると思われる制度などについてである。第一点に関しては、過去非行少年が出会ったり、そこで対応や処遇を受けた制度や機関に対して少年たちがどのように感じたのか、さらにどのように改善されるのが望ましいと考えるかについてが含まれる。これは、警察、検察、裁判所、少年院における経験に基づく要望についても述べられることが多かった。また第二点は、更生保護施設における生活に関する感想であり、改善を望む点も含まれる。さらに更生保護施設を出て

社会的に自立して生活を営むにあたって、どのような制度や便益があれば、再非行や再犯を行うことなく社会的に適応していくことができるかについて質問したものである。

3. 就労

更生保護施設では、男子少年では、とりあえずは協力雇用主との協力の下で提供できる工事現場や工場で労働することになる。工事現場や工場で働くことによって、合宿制の自動車運転学校などへ行って自動車運転免許を取る費用とともに、アパートやマンションを借りて生活を自立させるための費用を貯めるように努めることが望まれている。

また、そのように協力雇用主との提携によって得られる工事現場や工場での労働に従事することが当面の資金稼ぎとして有効であり、また就労することによって一日の生活のリズムが確立されたり、勤労意欲が涵養されたり、忍耐力が育ったりすることは見逃し得ない効果といえることができる。仕事場で親方から信頼されて仕事を任されることによって自信と生きがいを持つにいたる少年たちもいる。

ただ、当初やしばらくはそのような工事現場や工場への就労をせざるをえないとしても、次のステップとして結婚し家庭をもち子どもを養育するためには、どのようにしてより安定的な職業機会に恵まれることが可能かということが課題となつてこよう。

たとえばある少年は現在工事現場の仕事をしているが、将来配送関係の仕事をしたいと述べた。その理由は、お客へのサービスができることが自分にとっては仕事の生きがいになるからであるというように語っていたが、そこには少年が顧客との触れあいによって他の人とのコミュニケーションを求めていること、その労働の過程で自己実現をすることを求めているということが示されている。

女子の場合は、コンビニエンスストアのレジ、レストランのウェイトレス、社会福祉施設の職員、工場での作業などに従事することになる。将来について尋ねると、職業を経験した上で主婦になるという意見や、結婚した後に自営的に仕事をする話が語られたり、福祉関係の仕事に

就くことを望んでいることなどが語られたりもした。

ただし、職業について、女子の場合は、あえていえば容易に多額の金銭を入手する方法を知っているし、実際に経験してきた人もいる。むしろ、成人がそうした機会を提供したり、そのように誘うことによって利益を得てきたりしてきているという側面もある。犯罪を行なわないでそのような仕事によって収入を得ている若い女性たちも一定数社会にいる。更生保護施設に居住する期間においてはそのようなことはないが、施設を出た後、仕事が見つからなかったり、自分が希望する職種ではなかったり、労働条件が過酷であったりするような場合は、やはり一部の女子少年にとっては、効率的に金を稼ぐ方法としてそうした仕事を頭の隅から拭い去ることは必ずしも容易ではないように思われる。性的サービスあるいは性的サービスに類似したサービスを提供することによって顧客に情緒的あるいは身体的な満足を与える風俗業への将来の従事をどのように避けうるのか、あるいはそれらの内容を細分化したり精査したりして、そもそもそれらの仕事をどのように考え位置づけるのかということが、女子少年たちの長期的な人生という観点から将来を展望した場合に迫られている課題であるように思われる。

なお、職業を得やすくするための少年院における職業訓練については、少年たちによって肯定的に評価されている。ただ、更生保護施設の生活者のなかには、少年院で勉強し資格を取得することが奨励されるが、資格を取る際に受験料は個人負担になっていて多くの回数を受けられないため、いったいいつの段階で受験料を払うのか、いくら料金を払うのかが課題となり、結局は受験料を用立てることができないままに少年院を仮退院したと語る少年たちもいた。少年院が受験料を負担しない理由としては、特定の収容少年にだけ便宜を図ったり、結果がよくなかったときに、そうしたことに税金を費やしたりすることが問題になるということも理解できなくはない。

4. 家族、保護者等

先述したように、今後の家族について、すなわち結婚したり同伴者を得たりして自ら形成する家族について更生保護施設生活者に聞いたところでは、まだイメージがつかめないことも多く、とりわけ男子少年にこの傾向は高かった。

生まれた家庭や親子関係については恵まれない少年がほとんどであった。両親のいずれかが来日外国人で複雑な家庭環境の少年もいた。しかし日本人少年の場合も、複数の父親を経験していることは非常に多く、父親が4人いるようなケースもあり、不幸な死を遂げている父親を目撃しているようなケースも見られた。

養護施設経験者に関して、そこでの問題がそのまま先送りされて来ていると思われるケースもあった。すなわち、社会福祉施設である養護施設もまた多くの非行や逸脱行動をかかえているのではないか。そして、そこで十分な問題解決が行なわれないうちに少年院に送致される結果となる非行を行ってしまったのではないかと思われるようなケースも存在した。(注1)

調査者は、本調査の計画を立てた時点では、更生保護施設の女子少年たちの保護者に会って聞き取り調査を行なうことがこれほど容易ではないとは予想しなかった。女子の施設においては、とりわけ少年院仮退院者については完全に親子関係が崩壊してしまっているケースが非常に多いことを改めて痛感した。

女子少年の保護者に更生保護施設への来訪を促しても、得られないケースがほとんどであり、なかには電話連絡さえもつかないケースもある。親が娘と会うことを拒否し、居所だけでなく連絡先さえも子どもに教えず秘匿しているケースもあった。

女子の非行少年のほうが家庭的な影響が大きいというのはこの分野でしばしば言い伝えられてきたことである。その際に、同じような家庭の問題状況であっても女子のほうが大きな影響を受けるというように筆者は解釈していたし、そのように講義もしてきた。しかし、女子少年の家族の問題状況のほうが深刻であり、あえてこの言葉を用いれば、崩壊の程度が大きく、激しいということ、今回の調査を試みることによ

ってはじめて知ることができた。

母子の絆が途絶えているような場合は、父娘関係についてより真剣にその可能性を考える必要があるように思われる。一般的に専門家や現場での対応者は、女子に関しては思春期を迎えて初潮が始まったりするため、女親でないと親としての役割が果たせないと思っている。父子家庭であれば父親による子育てよりもむしろ近親相姦、性的児童虐待を懸念してしまう。しかしながら、母娘関係の決定的な崩壊にどのように対処したらいいのか、その際に父娘という関係的資源の利用についても検討することが求められているように思われる。母子家庭の場合、母娘関係が険悪化すると親子関係が途絶してしまう状況に陥ることが多くなっており、日本における離婚時の単独親権の制度の問題性が浮き彫りになっているというようにも考えられる。

5. 住居、その他の自立のための要素

住居に関しては、本報告書の第1部で述べたように、親や家族がいて自宅へ帰住するという数少ないケースを別として、アパートやマンションを借りる場合の保証人が得られがたいということから、住み込み、寮が備わっている就職先を希望する者がいる。

自宅へ戻るような場合は、一緒に非行を行った悪友からどのように距離を取るのかが課題であり、また親や家族がいても、先述したように、家族や親戚縁者の下に戻るのが適切ではない場合もある。

なお、社会的に恵まれておらず、更生保護施設を出たのちに困窮に陥らざるをえないと考えられる少年にどのような援助が可能かということが本調査のテーマであるが、福祉の援助を得るよう指導しさえすればいいのではない。そうした便益を与えさえすればいいのではないと思われるケースが存在することが判明したのも、本調査の成果の一つであった。すなわち、少年本人が、社会福祉の利益を受けたくない、利益を受けないで生きたいと望んでいるようなケースである。こうしたケースでは、書類の申請をするよう指導したり、申請を促進したりして、福祉のクライアントという地位を得させさえすればいいというものでは

ないと思われる。長い一生の展望に立った場合、本人の自立して生きていきたいという欲求は非常に貴重なものであり、さまざまな苦境に出会った場合にそれを克服するエネルギーともなるものであると考えられ、単に便益を得るように押しついたり強制したりすべきではないというように思われる。

なお、先述したように、親類の下へ帰るのかあるいはアパートを借りて退院するのかが不明なままで推移し、親類との交渉がぎりぎりまでかかって流動的だったケースもあれば、少年自身の問題行動や意向の変遷のために変転するケースもある。更生保護施設から退所するにあたってどこへ行くのかという重要なことについて、一部のケースについては、非常にコンティンジェントな要因で決まるものであるということを知ったのは非常に有意義であった。

なお、英国調査の結果明らかになった、少年の矯正施設を出所したり保護観察（スーパーヴィジョン）にあたって困窮状態にあり住居のない少年への対処方法は、少年の保護観察所すなわち少年のパロールボードと、宿舎を持っている施設は契約を結ぶというものであった。したがって少年は、単なる社会福祉の援助を求める少年と同様に扱われ、それらの少年と同じ施設に居住する。少年たちは、その施設で生活し、そこが設けている規則に従い、それを破ったら退去することになる。

少年の保護観察ボードは施設と年間契約をして、常時一定の居室の部屋数を確保している。ただし、施設では、特段の少年非行からの離脱プログラムや犯罪の再犯防止プログラムを行なうためのスペシャリストがいるというわけではない。少年は、非行少年以外の少年と混交して居住し、したがって自由度は高い。ただし、矯正施設を退所する少年は保護者のもとへ帰る者が多く、親が拒絶するような場合にこうした施設に数か月居住することになり――英国ではアパートをフラットと呼ぶが――フラットを見つけて退出することになる。

ただし、その地方のフラットの数と居住希望者の数との需給関係から、フラットの供給数が不足していたりした場合、あるいはフラットの賃貸料が他の地方よりもかなり高額となっているような場合は退所が容易

ではない。

また上述したように、非行少年が立ち直るという目的に特化したプログラムが提供されているわけではないため、日本の更生保護施設のほうが少年のニーズを見極めて、物的にとらわれない、少年の精神的、心理的な家族との調整や可能性と必要性に応じて家族への働きかけをも含めた処遇を行っており、より統合的な対応をしており、総合的な支援も行ないうる体制にあるともいうこともできよう。なお留意されるべき事柄としては、英国では、非行少年への施策に関して政治的な影響による変動が大きいように思われた。

6. その他の関係施設

「家族、保護者等」の項で、すでにインプリシットに触れたことであるが、養護施設などですでに犯罪などが発生していたとしても、職員によっては適切に対応されているのかという疑問が発生した。おそらく非行について知識や経験がなかったり、それらに乏しい職員がほとんどであり、対応が十分になされていない可能性があるのではないかと推測された。養護施設における問題行動、少年非行に早期の段階で適切に対応することによって少年院送致に至るほどの非行に発展させない方法があるのではないのだろうかと思われた。

また、少年院の生活を経験していた少年たちが多くいたため、少年院の生活についても感想や意見が述べられた。少年院時代のよかったとされることはエピソードとして語られる一方、よくなかったと思われることについてはより普遍的ないいかたで語られた。すなわち、少年院の規則の執行、規則違反の際の「調査」などの規則違反への対応について、それがアドホックに執行されていることなどが指摘された。

いい思い出として語られるのは、親身になって相談に乗ってくれた少年院の教官の話などである。また、エピソードとしては、たとえば、少年院の施設の外で、草刈の作業をしていたのだが、あまりに天気がよくてすがすがしい日だったので、先生のほうから途中で作業を中断して、皆で草の上に寝転ぶことが提案され、あお向けに寝そべって空を見たの

が楽しかったといったように、個別的に語られたりもした。

警察に関しては、自分が人間扱いされなかったということが繰り返し述べられることがあり、警察における少年の扱いについて人権への十分な配慮が求められているというように思われた。

聞き取り調査を行なった保護者のなかには、少年院へ行っていた少年について、少年院へ行く前は非常に小柄で「虚弱児」といってもよい状態であったのに対して、立派な体躯になったのに驚いたというものがあった。少年院は、少年たちに適切な食事を提供し、規則正しい生活をさせて、健康な身体の成長を促進させ、さらに十分な運動をさせて身体を鍛える施設でもあることが、あらためて認識された。(注2)

7. 更生保護施設の相互作用

更生保護施設の少年たちからは、職員がほめてくれるということを喜びであると語り、それが励ましになるという発言がなされたことがある。

更生保護施設の少年たちは、今まで様々な機関、施設と組織を経験しているので、そこに勤務する職員たちと接してきており、常に自分が接する大人に関して比較が可能という状況にある。今までさまざまな環境と場面で出会った成人たちについて認識し把握しており、施設で生育してきた少年少女であればその観察眼は鋭いものを持っているといわざるをえない。少年の中には、自分たちが行なった事件について、警察では話さず、少年院に行ってから話したケースもあれば、更生保護施設において職員に話したケースもある。

自分が在住したり経験してきた組織と職員の比較、たとえば保護観察官を更生保護施設の職員と比較したり、警察官と比較したりということを潜在的にせよ、顕在的にせよ行なっており、そうした発言が自主的になされることがある。身近に接してみて、自分たちのために一生懸命働いている更生保護施設の職員の働きぶりについて、他の施設の職員とも比較しながら、働きすぎなので休んでほしいというほどに高く評価する少年たちが複数いた。

第1部でも述べたように、今回調査を進める中で、「困窮」している

のは非行少年ばかりか、むしろ更生保護施設の職員ではないかとさえも思われることが判明した。たいへん過酷な労働条件のもとで少年をはじめとする社会復帰を目指す更生保護対象者への働きかけがなされている。更生保護施設で非行少年の社会復帰を専門職とし、それで配偶者と子どもを養うのは容易ではない。更生保護施設では、4人または5人の職員で組織の体制が組まれているのであれば、そのうち1名なりとも結婚し子どもを養育している者がいるとすればいい方ではないかと考えられる。

複数の職員は、年金で生活し、少額の収入でフルタイムで働き、さらに夜間の指導や勤務を行なっている。つまり、非行少年や犯罪者を扱う分野で勤務し定年退職した後、年金を得ている元公務員が中心的な役割を果たさないと成り立たない施設となっているというのが現状である。今まで公務員として給与を得ていた分、その分野で恩返しするという意味での社会貢献という位置づけでしてもらっている性質のものだというのが適切とも思われる。払われる額は副収入にしか当たらないというか、あるいは副収入と呼ぶのさえもはばかれる額であり、そのため若い職員が就職し、そこで経験を積んで長期間勤務し、ベテランとなるように育成していくということは、十分な給与を払えないことから困難なシステムとなっているといわざるをえない。これは更生保護施設すべてに共通した改善が望まれる根幹的な事柄ということができよう。

更生保護施設を訪問し、さらに非行少年の引き受けについて質問してみると、少年は成人3人分の手間と時間がかかるという発言が複数の施設の施設長や補導主任から返ってきている。誰も同じ値段で3倍の負担となる仕事を引き受けたいとは一般的には思わないだろう。初年度の総括報告書では、更生保護施設の監督官庁である保護観察所や更生保護委員会あるいは法務省保護局等が実際に負担の軽重について調査を行なうこと、その調査結果に応じて、職員の負担に応じた措置費などが払われるようにすることを提言したが、平成24年度から、更生保護施設が少年を受け入れた場合は一日一人当たり2300円が加算されることが実施されることになったのは望ましい決定である。ただ、この額で十分か

といえばそうではなく、成人を中心としながらも少年の定員枠を持っている更生保護施設が好んで少年を受け入れるようになるかといえば、そのようなことが起きるとはまったく考えられないであろう。

B. 更生保護施設を経た社会復帰

1. 第2年度の調査の趣旨

本研究は、更生保護施設で現在生活している少年たちの状況と意識に関する聞き取り調査を行なうとともに、更生保護施設をすでに巣立った後に社会への適応に成功した元少年への聞き取り調査を行なうことによって、更生保護施設における望まれる援助のありかたや、とりわけ適切な就労機会の提供という労働の観点と、保護者と少年との関係や少年が新たに築く家族関係に関する福祉の観点に関して、厚生労働施策への提言を模索しようとするものである。

すなわち、家族からの受け入れを拒否されていて、社会的に恵まれておらず困窮に陥らざるをえない可能性が高い少年に、厚生労働の分野と連携したどのような援助が可能かということテーマとしており、第2年度は、更生保護施設を出所した後に社会への適応に成功しているケースについて調査することによって、更生保護施設で生活する少年が、貧困状態を離脱して、再非行したり再犯したりするのを防止し、社会適応を達成するために有益な機制や達成を援助する制度について検討する手がかりを得る試みを行なった。

2. 第2年度の調査の結果

前述した趣旨のもとで、第2年度は、更生保護施設を出所した後、男子について社会への適応に成功しているケースを中心にして7ケースを計画していたところ、9ケースの聞き取り調査を行なうことができた。その内訳は、社会的適応に成功した7ケース(中部地方5、近畿地方2)、成功していない1ケース(近畿地方)、出所して職業訓練校へ入校した

直後で判断しがたい1ケース（九州地方、より正確には沖縄）――の聞き取りを行った。

他方、女子については更生保護施設での生活者数が男女で異なることもあり、本年度はより少ない3ケースを予定していたが、男子が退所後に順調に生活して以降も施設と連絡を取り合うのに対して、女子は施設を退所した後、ほとんど施設へのコンタクトがなくなるということが判明した。ほんのたまに電話がかかってくることもあっても、それは生活がうまくいってなくて金の無心をする場合とのことであった。そのため直接的な聞き取り調査を断念し、出所後社会的適応に成功しながらも断続的にコンタクトを取ってきた2ケースについて北海道と東京の施設長から聞き取りを行うにとどめた。

なお、女子についての聞き取りを間接的な2ケースの段階でとどめた理由としては、『平成23年版 犯罪白書』で少年院退院者に関する特別調査の結果があげられる。そこでは、18、19歳の男子が少年院を仮退院した後、25歳になるまでに約16%が実刑、15%が執行猶予付き判決を受けるのに対して、女子は執行猶予付き判決を受けたものが約3%のみで実刑判決は皆無であったことが示されている。したがって、女子少年院を仮退院した後に更生保護施設で生活し退所していった者も、再犯を行わず社会的適応に成功している可能性が高いというように推論されることから、あえて困難を克服する方策について、男子ほどに探求する意義が大きくないと判断されたためでもある。（注3）

しかし、これは非常に重要な思いもかけない新たな発見であり、今後の課題を示すものでもあったということもできる。すなわち、初年度の調査によると施設において自らが望む仕事への就労が容易ではない女子のほうが、それが容易な男子よりも再犯が少ないというパラドキシカルな結果である。社会的適応における就労のウェイトが男女で異なると想定されるということである。しかし、果たしてこれが男女機会均等の観点から考えて望ましいといえることであるのか、女子の退所者が真の意味で社会復帰に成功しているといえるのかどうかということが疑問として残る。つまり、施設を出た後の長期間にわたる職業の変遷に関する調

査が不可能なままに留まっており、この点は明らかに今後の課題である。たとえ更生保護施設を退所した当初は社会的に好ましい、あるいは一見したところでは（当面は）適切であると評価される仕事の内容であったとしても、その後、仕事がどのように変遷しているのか、さらには退所時の仕事の状況についても精査した調査が行なわれ、その結果に基づいて今後改めて対応について検討が深められる必要があるのではないかと考えられる。

3. 社会的適応に成功した要因

社会的適応に成功した男子7ケースに対する聞き取り調査では、聞き取りの早い段階で、自分が再犯を行わずに社会的適応に成功した要因について自由に述べてもらった。聞き取り対象者は、先の『平成23年版 犯罪白書』の特別調査がもっとも再犯に陥りやすい時期と指摘している時期を乗り切った、施設を出て3、4年を経過した現在20歳代前半のケースがほとんどであったが、彼らが述べた自らの再犯を防止した要因は表1のとおりである。

表1 社会的適応の支えとなったもの（重複選択）

項目 ケース	仕事	家族		職員からの信 頼	その他
		(定位家族)	(生殖家族)		
7	7	2	2	4	1

彼らが指摘する、社会復帰の最も大きな成功要因は、仕事である。次に、家族や職員との信頼関係を指摘する者が同数であった。表に示されるとともに、聞き取りを行った社会的適応に失敗していた男子のケースは、就労も流動的で家族関係にも問題があり、施設には自分が困ったと